

みなし配当を利用した節税策を認めず

審判所、自己株式立会外買付取引を利用した売却に「みなし配当」なし

要約

- 審判所、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した株式の売却に「みなし配当」を認めず。課税当局のスタンスを支持する判断。
- 東証のToSTNeT-3市場は、みなし配当規定が除外される「金融商品取引所の開設する市場」（法令23③一）に該当すると指摘。
- 企業側は訴訟の提起を断念。

近年、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用して自己株式の取得を行う企業が数多く見受けられるが、課税当局は、同取引を利用した株式の売却に「みなし配当」は発生しないというスタンスをとっている。

今回紹介する裁決は、この自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を巡る課税当局のスタンスの是非が争われていたものだ。

自己株式の譲渡対価は、「資本金等の額」に係る部分と「それ以外の部分」に分けられ、「それ以外の部分」については、自己株式を譲渡した法人への「みなし配当」となり、このみなし配当は受取配当等の益金不算入規定の適用対象となり課税を受けないこととなる（図参照）。

今回の裁決のケースでいうと、自己株式取得専用の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用してカップ・クリエ

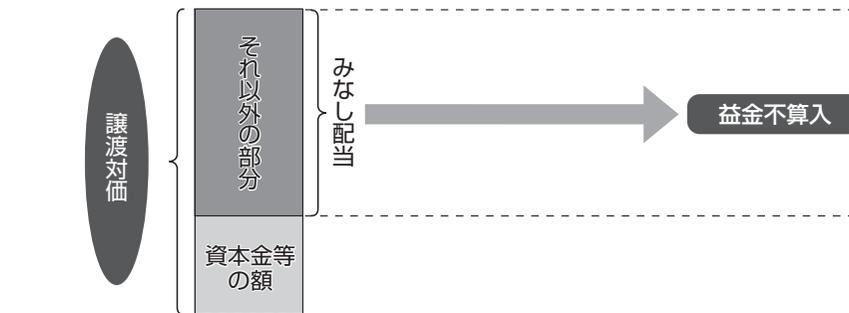
イト株式を同社に売却したゼンショーは、カップ・クリエイトから受領した株式売却代金のなかに、「みなし配当」（自己株式の譲渡対価のうち「資本金等の額」以外に係る部分）が含まれているとして、受取配当等の益金不算入規定を適用していた。

このゼンショーが行った税務処理に対して東京国税局は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得は、法人税法施行令23条3項1号の「金融商品取引所の開設する市場における購入」による取得に該当するため、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないとして、約20億円の追徴課税を行っていた。

東京国税局の更正処分等を不服とするゼンショーは、その取り消しを求めて国税不服審判所に対して審査請求。審査請求においてゼンショーは、カップ・クリエイトはゼンショーから直接相対取引で株式を取得したと評価すべきであり、その履行のために自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されたとしても、カップ・クリエイトによる自己株式の取得は、「金融商品取引所の開設する市場における購入」には該当しない旨の主張を展開していた。

ゼンショーの審査請求に対して国税不服審判所は、法人税法24条1項4号かっこ書きおよび法人税法施行令23条3項1号が、

【図】 自己株式を取得した場合の「みなし配当」の益金不算入のイメージ



みなし配当規定の適用がある自己株式の取得として、「金融商品取引所の開設する市場における購入による取得」を除外している点を指摘。

東証のToSTNeT-3市場は、法人税法施行令23条3項1号の「金融商品取引所の開設する市場」に該当することは明らかであるため、カップ・クリエイトによる自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得は、法人税法24条1項4号かっこ書きの「金融商品取引所の開設する市場における購入」に該当するとの判断を示した。

そのうえで審判所は、カップ・クリエイトの自己株式の取得は、売却したゼンショーにおいてみなし配当規定が適用され

る自己株式の取得（法24④）には該当しないため、ゼンショーが株式の売却により交付を受けた金銭の額には、みなし配当額はないと言うべきであると結論付けている。

一部の実務家からは、売買目的が自社株買いに限られる自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）については、みなし配当規定の適用があるべきではないかとの指摘もあり、みなし配当規定が適用されるか否かについての司法判断に注目が集まっていたところであるが、本誌取材によると、審査請求を棄却されたゼンショーは、課税処分の取消訴訟の提起を断念したことが判明している。

お笑い芸人のスギちゃん、得意のワイルドネタで青色申告をPR！

“ワイルドだぜえ”で大人気のスギちゃんが確定申告初日の2月18日、東京青色申告会連合会（川口信吾会長）の1日広報部長に就任。JR新宿駅東口駅前広場で青色申告のメリットをPRした。肌寒い小雨がちらつくなかノースリーブのデニム姿で登場したスギちゃんは、「確定申告は正しくお早めにするんだぜえ」と得意のワイルドネタを披露し、青色申告のPRに一役買った。

